

令和3年6月25日

## 新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品の表示に関する改善要請及び一般消費者等への注意喚起について

消費者庁は、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に乘じ、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品に対し、緊急的措置として、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から表示の適正化について改善要請（別紙1）を行うとともに、SNS等を通じて一般消費者等への注意喚起（別紙2及び別紙3）を行いました。

新型コロナウイルスについては、その性状特性が必ずしも明らかではなく、かつ、民間施設における試験等の実施も困難な状況にあります。また、一部の大学等の研究機関において、食品成分により新型コロナウイルスの不活化を実証したとする研究結果が報告されておりますが、いずれも試験管内での実験結果であり、当該食品成分を含む特定の健康食品を摂取することによる新型コロナウイルス感染や重症化の予防効果が実証されているものではありません。

このような現状において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品については、現段階においては客観性及び合理性を欠くものと考えられ、一般消費者の商品選択に著しく誤認を与えるものとして、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の規定に違反するおそれが高いものと考えられます。

そこで、消費者庁では、今般の緊急事態宣言が発出された令和3年4月以降、インターネット広告において、新型コロナウイルスに対する予防効果を標ぼうする健康食品の表示について、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から緊急監視を実施しているところです。

現在までのところ、インターネット広告において健康食品の販売をしている43事業者による49商品について、一般消費者が当該商品の効果について著しく優良等であるものと誤認し、新型コロナウイルスの感染予防について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、当該表示を行っている事業者等に対し、改善要請を行いました。

また、改善要請の対象となった事業者がオンライン・ショッピングモールに出店している場合には、当該ショッピングモール運営事業者に対しても情報提供を行いました。

消費者庁では、引き続き、不当表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

電話：03-3507-8800（代表）

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

<別紙 1 >

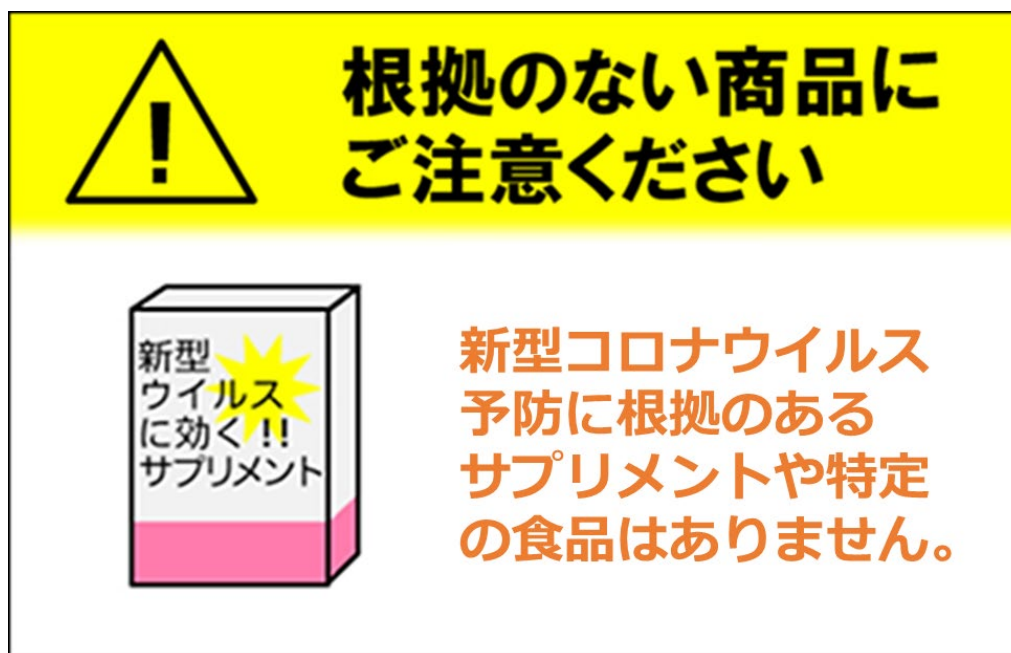
商品区分	表示されていた効果等
<p style="text-align: center;"> <b>いわゆる健康食品</b>  <b>(カプセル、錠剤、粉末等)</b>  <b>【43 事業者 49 商品】</b> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナウイルス感染症患者の死因となる重篤な急性呼吸器症候群、肺炎を治すための既存の有効な方法として、ビタミンCの使用は臨床的にも実証</li> <li>・ 1日3gのビタミンCが新型コロナ予防に効果的</li> <li>・ ビタミンDでコロナ予防、〇〇サプリがお勧め！</li> <li>・ 柿渋含有飴において 新型コロナウイルスの不活化を実証</li> <li>・ 「柿渋でコロナ無害化」〇〇大学が発表</li> <li>・ 柿タンニン×茶カテキンの抗ウイルス力に着目！実験で柿タンニンと茶カテキンが、それぞれ新型コロナウイルスを不活性化する効果を確認</li> <li>・ コロナ対策に！チャーガ茶、世界的な研究施設が「新型コロナウイルスに効く」と認めたキノコ</li> <li>・ コロナに負けるな！チャーガ茶で免疫力UP</li> <li>・ 新型コロナウイルスを予防する効果的な対策は、チャーガ茶を飲むだけ</li> <li>・ チャーガ茶、コロナに負けない抗酸化作用で免疫アップ、アガリクスの23倍の抗酸化作用</li> <li>・ 新型コロナウイルスの増殖を抑制する5-ALA（5-アミノレブリン酸）</li> <li>・ 〇〇大学が5-ALA（5-アミノレブリン酸）による新型コロナウイルス感染症原因ウイルスの増殖を阻害するとの研究結果を発表</li> <li>・ 〇〇大学から、最新の新型コロナの現状を踏まえた科学的根拠のあるラクトフェリン摂取の推奨がなされています</li> <li>・ 新型コロナウイルス、インフルエンザウイルス対策に「月桃抽出液」をお勧めです！</li> </ul>

<別紙2>

消費者庁ツイッター、フェイスブック

「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式LINE

○「新型コロナウイルス予防に効果あり」等の広告表示に注意！！



消費者庁は、新型コロナウイルスの予防効果を標ぼうする健康食品の不当表示に対する監視指導を実施しています。新型コロナウイルス予防に根拠のあるサプリメントや特定の食品はありませんので御注意ください。

ツイッター [https://twitter.com/caa\\_shohishacho](https://twitter.com/caa_shohishacho)

フェイスブック <https://www.facebook.com/caa.shohishacho>

「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」公式LINE LINE ID : @line\_caa

<参考情報>

○健康食品の安全性・有効性情報

感染予防によいと話題になっている食品・素材について

<https://hfnet.nbiohn.go.jp/notes/detail.php?no=2142>

新型コロナ関連 消費者の方々へのメッセージ

- **新型コロナウイルス予防に根拠のあるサプリメントや特定の食品はありません。**



一部の大学等の研究機関において、食品成分により新型コロナウイルスの不活化を実証したとする研究結果が報告されておりますが、いずれも試験管内での実験結果であり、当該食品成分を摂取することによる新型コロナウイルス感染及び重症化の予防効果が実証されているものではありません。そのような広告等にはご注意ください。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所  
**「健康食品」の安全性・有効性情報**  
Information system on safety and effectiveness for health foods  
 新型コロナウイルス感染予防によいと話題になっている食品・素材について



**健康維持の基本**は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。**食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを心がけましょう。**